

第6回 相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成16年9月21日（火）午後3時から

場所：津久井町生涯学習センター 体育館

<相模原・津久井地域合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206 (直通) FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

URL <http://www.st-gappei.jp>

目 次

議 事

< 協議事項 >

協議第4号	新市の名称について（継続協議）	1
協議第13号	慣行の取扱いについて（継続協議）	3
協議第12号	行政連絡機構の取扱いについて<継続協議（一部）>	8
協議第25号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	11
協議第27号	都市内分権と地域自治区等の設置について	18
協議第28号	財産の取扱いについて（財産区）	29
協議第29号	一部事務組合等の取扱いについて	40
協議第30号	清掃事業の取扱いについて	47
協議第31号	消防業務及び消防団の取扱いについて	64
協議第32号	防災事業の取扱いについて	78

< 報告事項 >

報告第23号	各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その3	86
--------	---------------------------	----

協議第4号

新市の名称について（継続協議）

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

新市の名称は、相模原市とする。

編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが通常であるが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することもできる。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法の規定により、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例で定める必要がある。

協議第13号

慣行の取扱いについて（継続協議）





慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 市章は、相模原市のものに統合するものとする。
- 2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討するものとする。
- 3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討するものとする。

慣行の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
章				
花	アジサイ	つつじ	ミツバツツジ	山ゆり
木	けやき	もみじ	ヤマモミジ	桂
鳥	ひばり	メジロ	うぐいす	オシドリ
色	みどり	なし	なし	青

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
市町民憲章	<p>相模原市民憲章</p> <p>わたくしたち相模原市民は 相模野の広い台地 相模川の雄大な流れ 先人より受け継いだ開拓の精神や伝統を誇りとし 敬愛と協調を高め 住みよい風格のあるまちへの 限りない発展を願って この市民憲章を定めます</p> <p>1 青い空 あふれる 緑 澄んだ水 うるおいのあるまちをつくりま</p> <p>1 いのちを大切にし思いやりと笑顔で 明るいくらしを築きます</p> <p>1 心とからだをきたえ はげましあい 希望をもって 働きます</p> <p>1 ものをだいにし きまりや約束を守ることを誇りとし</p> <p>1 おたがいに学びあい豊かな市民の文化を育てます</p>	<p>城山町民憲章</p> <p>わたくしたちは、水と緑に町民の健やかさがこだまする憩いあるまち城山の限りない発展を願って、この町民憲章を定めます。</p> <p>1 水と緑を大切にし、住みよい環境をつくりましょう。</p> <p>1 健康で仕事に励み、明るい家庭をつくりましょう。</p> <p>1 お互いに助け合い、思いやりの心を育てましょう。</p> <p>1 きまりや約束を守り、よい習慣を育てましょう。</p> <p>1 教養を高め、豊かな文化をきずきましょう。</p>	<p>津久井町民憲章</p> <p>わたくしたちは、丹沢山塊や津久井湖の豊かな水と、歴史にはぐくまれたこのふるさとを愛し、限りない発展を願って、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>1 緑と水を大切にし、豊かな自然から学びましょう。</p> <p>1 きまりや約束を守り、心のかよいあう町をつくりましょう。</p> <p>1 仕事をおこし、生きがいのある健康な家庭をつくりましょう。</p> <p>1 学びあい、教養を深め、文化の高い町にしましょう。</p> <p>1 手をつなぎあい、いたわりあい、平和を守る心を育てましょう。</p>	<p>相模湖町民憲章</p> <p>わたくしたちは、水と緑の美しい自然に恵まれ、歴史と伝統あるこの地を愛し、いつまでも文化豊かな住みよい町にするために、この町民憲章を定めます。</p> <p>1 森や水を大切にし、うるおいのあるまちをつくりましょう。</p> <p>1 助け合いの心を持ち、福祉のまちをつくりましょう。</p> <p>1 いのちを大切にし、あかるいまちをつくりましょう。</p> <p>1 きまりをまもり、信頼できるまちをつくりましょう。</p> <p>1 教養を深め、文化の高いまちをつくりましょう。</p>
上記以外の憲章・宣言	相模原市核兵器廃絶平和都市宣言	城山町非核平和都市宣言	津久井町核兵器廃絶平和宣言	相模湖町非核平和都市宣言
	さがみはら男女共同参画都市宣言			
	さがみはら男女平等憲章			
			水源文化都市・津久井宣言	
	さがみはら健康都市宣言	健康都市宣言（健康都市しろやま）		ゆとり宣言
				敬老自治体宣言
	交通安全都市宣言			
	相模原市環境宣言			
	相模原市農業委員会憲章		津久井町子ども憲章	
		明るい選挙推進の町宣言		

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
歌	<p>相模原市民の歌</p> <p>一．柴胡の原の昔より 希望輝く相模原 代代の恵みを地にうけて 幸あるわれら寄るところ 光が招く明日が呼ぶ</p> <p>二．実りの波は野に丘に 夢も燃えたつ相模原 青雲高く生産の 平和のけむりたつところ 建設の歌わきあがる</p> <p>三．ながれは清くゆうゆうと 絵巻はひらく相模原 季節のいろをちりばめて 文化の花の咲くところ われらがまちに栄えあれ</p>	<p>城山町民の歌「城山わがまち」</p> <p>みどり萌えたつ 城山を 映して めぐる 相模川 ゆたかな土よ 湖よ つつじ花咲 き 空青く ああ ふるさとに 城山に きよ うも明るく 日が昇る</p> <p>とおい昔の 住居跡 戦国しのぶ 城のあと 渡しの船と 高瀬舟 知恵で時代 を 超えてきた ああ ふるさとに 城山に ほこ る歴史の あとがある</p> <p>もみじ色増す 辰籠山 はるかに 望む 丹沢よ 伸びゆく力 ここに満ち ころろ あわせて ひとすじに ああ ふるさとは 城山は 明日 をめざして すすむまち</p>	なし	なし

先進事例

秋田市・河辺町・雄和町

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

鹿児島市・吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町

- 1 市紋章については、鹿児島市の市紋章を用いるものとする。
- 2 市旗については、鹿児島市の市旗を用いるものとする。
- 3 市民歌については、鹿児島市の市民歌を用いるものとする。
- 4 市民憲章については、鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。
- 5 名誉市民については、鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 6 市木・市花については、鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。

慣行（都市宣言）の取扱い

都市宣言は、鹿児島市の都市宣言を用いるものとする。3町の独自の宣言は合併時に廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。

長崎市・香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・三和町

長崎市き章、長崎市の花及び木並びに長崎市歌を適用するものとする。

ただし、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町のき章、町章、町の花、木、花木、鳥及び魚並びに町民歌は、次のとおり取扱うものとする。

- 1 き章及び町章については、それぞれの地区のシンボルとして継承するものとする。
- 2 町の花、木、花木、鳥及び魚については、それぞれの地区の推奨の花、木、花木、鳥及び魚とするものとする。
- 3 町民歌については、それぞれの地区の愛唱歌として伝承していくものとする。

協議第 1 2 号

行政連絡機構の取扱いについて<継続協議(一部)>

行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直すものとする。
ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統一するものとする。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	行政連絡機構の取扱い	合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直すものとする。 <u>ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統一するものとする。</u>	1

行政連絡機構の取扱いの考え方

行政連絡機構とは、行政からの伝達事項を住民に伝達したり、住民の要望等を行政に伝達する役割を担っている組織のことで、具体的には地域住民に最も身近な組織として自主的に運営されてきた自治会等のことを指します。

自治会等は、地域コミュニティの中心として、それぞれの地域において、先に述べました行政連絡業務を担っているほか、地域の防災・交通安全・防犯活動や地域美化活動などを通じて安全で住みやすい快適な地域づくりの推進に寄与しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。

このため、合併後新市の一体性を確保するためには、本来速やかに全ての制度を統合する必要があるが、地域コミュニティの歴史に根ざした組織であることや、地域における自治会等の重要な役割などを考慮し、調整にあたっては、市全域に同一の情報を提供する必要性から、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統一するものとし、現行の組織及び自治会等への助成制度については、自治会等の振興と活性化に資するよう、合併後3年を目途に見直しを行うこととする。

行政連絡業務の現況比較

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>1. 市広報紙（月2回発行） 配布方法：原則、新聞折り込み。 その他：市の施設及び駅で入手可能。なお、希望者には郵送にて送付。</p>	<p>1. 町広報紙（月2回発行） 配布方法：1日号は自治会配布。 15日号は新聞折り込み。 その他：町の施設及び橋本駅、町内金融機関、町内ほとんどのコンビニエンスストアに設置している専用スタンドから入手可能。</p>	<p>1. 町広報紙（月2回発行） 配布方法：1日号は自治会を通じて配布。代表者宅へ配送し、加入世帯へ配布する。15日号は新聞折り込み。 その他：町施設、郵便局、バスターミナルでも入手可能。 原則として、郵送配布は公共機関のみ。</p>	<p>1. 町広報紙（月2回発行） 配布方法：1日号は自治会及び未組織経由、15日号は新聞折り込み。 その他：町の施設及び駅で入手可能。なお、希望者には郵送にて送付。</p>
<p>2. 回覧文書（原則 月2回） 原則、地区自治会連合会ごとに情報を収集した、地域情報紙を作成し、自治会長（又は広報担当）宅に業者が配布し、加入世帯に回覧している。</p>	<p>2. 回覧文書 原則、1日号の広報紙配布にあわせて回覧を依頼する。ただし、回覧の可否については、自治会連合会において決定する。 回覧文書については、依頼者が自治会長の指定する場所へ必要部数を梱包し持参する。</p>	<p>2. 回覧文書（随時） 町関連については、必要に応じて、各課が各自治会長宅へ必要部数を持ち込み、加入世帯に回覧している。 また、民間事業者に関するもの等については、自治連役員会の承認が必要となる。</p>	<p>2. 回覧文書（原則 なし） 原則、回覧はないが、お願いする場合は、担当課が直接自治会長等をお願いする。</p>
<p>3. 掲示板 自治会が設置し、管理。 従来は、市が自治会の要望を受けて交付したが、平成14年度をもって廃止した。</p>	<p>3. 掲示板 自治会が設置し、管理。</p>	<p>3. 掲示板 該当なし</p>	<p>3. 掲示板 自治会が設置し、管理。</p>

協議第 2 4 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、相模原市の議会議員の定数 4 6 人に、編入される町ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数 5 人（城山町 2 人、津久井町 2 人、相模湖町 1 人）を加えた 5 1 人とする。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

1 1市3町の議会議員の定数等と任期

【単位：人】

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	1市3町
人口(H12.10.1国勢調査)	605,561	23,036	30,345	10,896	669,838
法定上限数	56	26	26	22	56*
現行議員定数	46	16	18	12	92
現在議員数	46	16	18	12	92
任 期	H19.4.29	H19.5.7	H17.10.25	H19.12.31	-
議員1人あたりの人口	13,164	1,439	1,685	908	7,280

*は、地方自治法の定数（上限数）

2 議会の議員の定数及び在任に関する特例等について

一般原則及び特例措置の内容

区 分	編入合併
地方自治法による一般原則	<p>編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。</p> <p>法定上限数の範囲内で、議員定数を増加させ、合併後50日以内に増員選挙を実施することができる。</p> <p>増員選挙に際しては、条例で選挙区を設けることができる。選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定める。ただし、合併時においては、関係区域を区域とする選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。</p>
合併特例法による特例	<p>定数特例</p> <p>合併する市町村の協議により、編入する市町村と編入される市町村の人口比に、編入する市町村の合併前の議員定数を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数加算数とし、合併後50日以内にそれぞれの編入される市町村を選挙区として加算分の増員選挙を行う。</p> <p>編入する市町村の議会の議員は在任する。</p> <p>この特例は、合併後の最初の一般選挙においても採用することができる。</p>
	<p>在任特例</p> <p>合併する市町村の協議により、編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に限り、引き続き在任できる。</p> <p>在任特例を採用した場合、合併後の最初の一般選挙において、定数特例を採用して、編入された市町村の区域ごとに選挙区を設けて、増員選挙をすることができる。</p>

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条

第1項略

- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以上「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 略
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 略
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

調整方針一覧（Ｃランク）

議会部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 追 加 資 料 ペー ジ
1	議員報酬等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1
2	政務調査費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2
3	議会国際交流	新市における友好都市交流の状況等を勘案しつつ、合併時に相模原市の制度を適用する。	3
4	請願及び陳情	合併時に相模原市の制度に統合する。	4
5	議会報の発行	合併時に相模原市の制度に統合する。	5
6	本会議	合併時に相模原市の制度に統合する。	6
7	常任委員会	合併時に相模原市の制度に統合する。	8
8	特別委員会	運営方法については、相模原市の制度に統合し、新たに設置する委員会については、合併後に決定する。	1 0
9	議会運営委員会	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1
1 0	任意の協議組織	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3
1 1	委任専決事項	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4
1 2	議会刊行物	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 5

議員の定数等に関する検討委員会検討結果について（概要）

議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、相模原市の議会議員の定数46人に、編入される町ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数5人（城山町2人、津久井町2人、相模湖町1人）を加えた51人とする。

なお、城山町、津久井町及び相模湖町の議会議員の急激な減少に伴い、住民と行政との距離が大きくなることに対する住民の不安を軽減することにより新市への移行を円滑に行うため、民意を適切に行政に反映する制度として、地域自治区等を設け、その内容の充実を図ることを要請する。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

1 1市3町の議会議員の定数等と任期

【単位：人】

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	1市3町
人口(H12.10.1国勢調査)	605,561	23,036	30,345	10,896	669,838
法定上限数	56	26	26	22	56*
現行議員定数	46	16	18	12	92
現在議員数	46	16	18	12	92
任 期	H19.4.29	H19.5.7	H17.10.25	H19.12.31	-
議員1人あたりの人口	13,164	1,439	1,685	908	7,280

*は、地方自治法の定数（上限数）

2 議会議員の定数及び在任に関する特例について

一般原則及び特例措置の内容

区 分	編入合併
地方自治法による一般原則	<p>編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。</p> <p>法定上限数の範囲内で、議員定数を増加させ、合併後50日以内に増員選挙を実施することができる。</p> <p>増員選挙に際しては、条例で選挙区を設けることができる。選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定める。ただし、合併時においては、関係区域を区域とする選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。</p>
合併特例法による特例	<p>定数特例</p> <p>合併する市町村の協議により、編入する市町村と編入される市町村の人口比に、編入する市町村の合併前の議員定数を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数加算数とし、合併後50日以内にそれぞれの編入される市町村を選挙区として加算分の増員選挙を行う。</p> <p>編入する市町村の議会の議員は在任する。</p> <p>この特例は、合併後の最初の一般選挙においても採用することができる。</p>
	<p>在任特例</p> <p>合併する市町村の協議により、編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に限り、引き続き在任できる。</p> <p>在任特例を採用した場合、合併後の最初の一般選挙において、定数特例を採用して、編入された市町村の区域ごとに選挙区を設けて、増員選挙をすることができる。</p>

3 議会議員の定数及び任期の取扱いに係わる想定例

ア 地方自治法による一般原則

- 【想定例】 … 合併時に増員選挙を実施しない場合
- 【想定例】 … 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を1選挙区とするとき
- 【想定例】 … 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を3選挙区とするとき

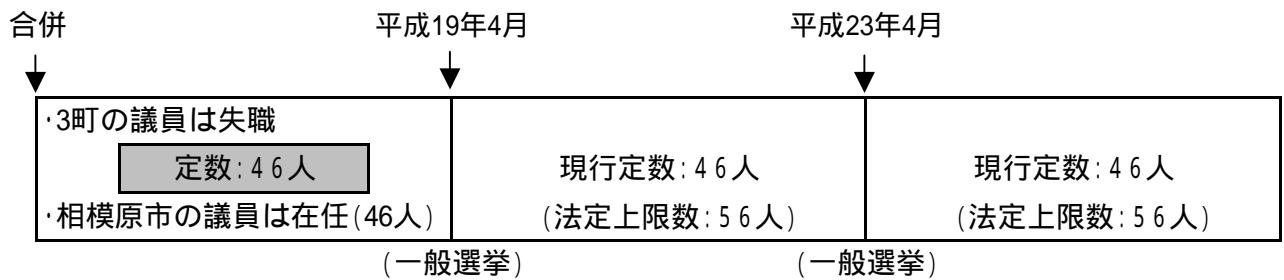
イ 合併特例法による特例

- 【想定例】 … 合併時のみに定数特例を適用する場合
- 【想定例】 … 合併時に定数特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合
- 【想定例】 … 合併時のみに在任特例を適用する場合
- 【想定例】 … 合併時に在任特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合

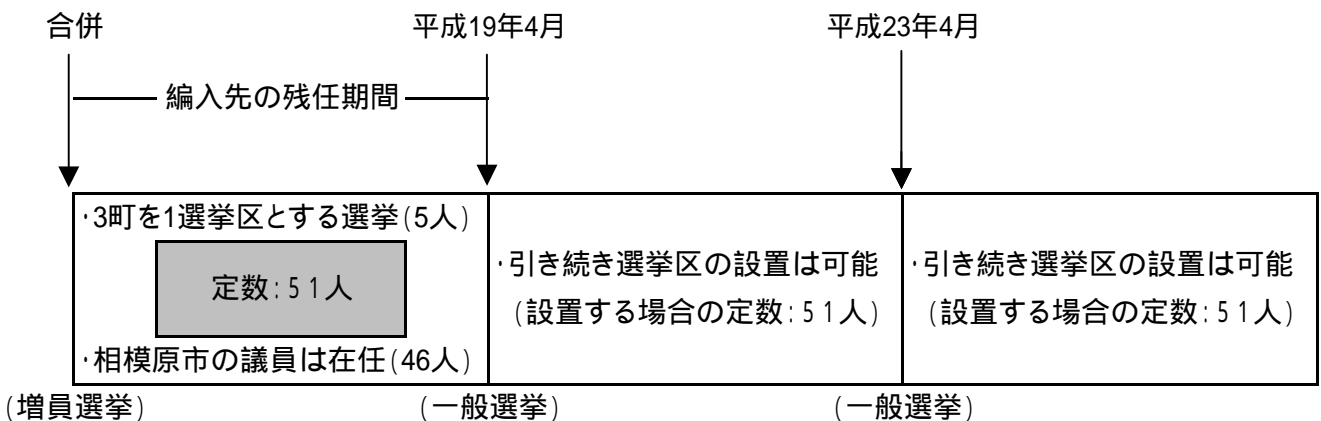
ア 地方自治法による一般原則

- ・ 編入する市町村の議会の議員の身分に変更はなく、編入され法人格が消滅する市町村の議会の議員は、全て失職となるのが原則である。
- ・ 法定上限数の範囲内(56人以内)で、議員定数を増加させ、合併後50日以内に増員選挙を実施することができる。
- ・ 増員選挙に際しては、条例で選挙区を設けることができる。選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定める。ただし、合併時においては、関係区域を区域とする選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。

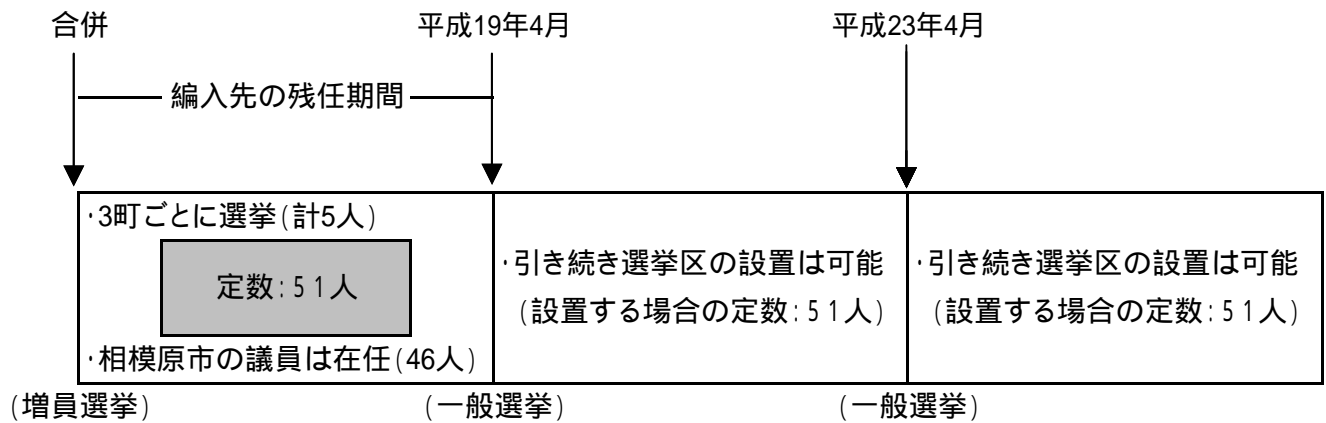
【想定例】 合併時に増員選挙を実施しない場合



【想定例】 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を1選挙区とするとき



【想定例】 合併時に増員選挙を実施する場合で、編入される区域を3選挙区とするとき



選挙区別の定数は、原則として人口に比例して条例で定めなければならないが、合併時の増員選挙においては、人口に比例しないで定めることができる。

《3町ごとに増員選挙を行う場合の定数について》

(1) 人口に比例する場合

計算例(人口は平成12年国勢調査による)

編入する相模原市における議員一人当りの市民数

$$605,561 \text{ 人(市民)} \div 46 \text{ 人(議員定数)} = 13,164.37 \text{ 人...係数 a}$$

選挙区	城山町	津久井町	相模湖町	合計
人口	23,036	30,345	10,896	64,277
人口/係数 a	1.75	2.31	0.83	4.88
定数(端数を四捨五入)	2 人	2 人	1 人	5 人

(2) 人口に比例しない場合

例: 1 増員分を3町の人口に応じて配分する場合

増員分を10人とした場合の計算例(人口は平成12年国勢調査による)

選挙区	城山町	津久井町	相模湖町	合計
人口	23,036	30,345	10,896	64,277
人口比	35.8%	47.2%	17.0%	100.0%
増員上限数 × 人口比	3.58	4.72	1.70	10.00
ア 端数を四捨五入	4 人	5 人	2 人	11 人
イ 端数を切り捨て	3 人	4 人	1 人	8 人
ウ 端数を五捨六入	3 人	5 人	2 人	10 人
エ 構成比按分方式	3 人	5 人	2 人	10 人
オ 各選挙区に1人を配分し、残数を人口比で配分	4 人	4 人	2 人	10 人

不成立

例: 2 その他

- ・ 3選挙区を合算して10人以内で定める。

イ 合併特例法による特例

- ・ 議員数の激減緩和や合併関係市町村の運営を円滑にすることを目的とした「合併特例法」における特例として、定数特例と在任特例がある。

- ・ 定数特例の算定式

$$\text{編入する市の議員の条例定数 (相模原市 46人)} \times \frac{\text{編入される町の人口}}{\text{編入する市の人口}} = \text{議員定数加算数}$$

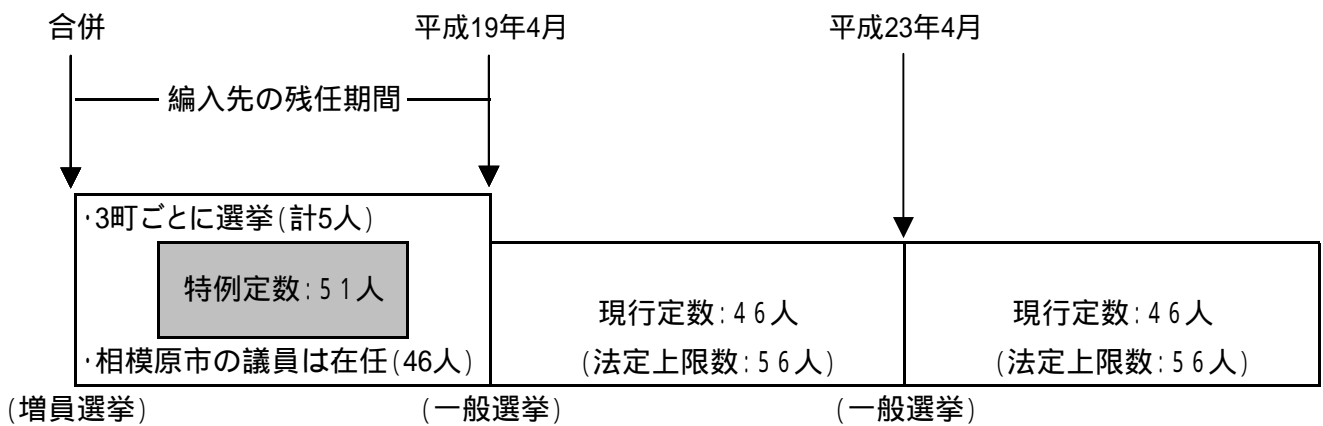
相模原市の人口: 605,561 人

- ・ 上記の計算式により、各町の議員定数加算数は次のとおり算出される。

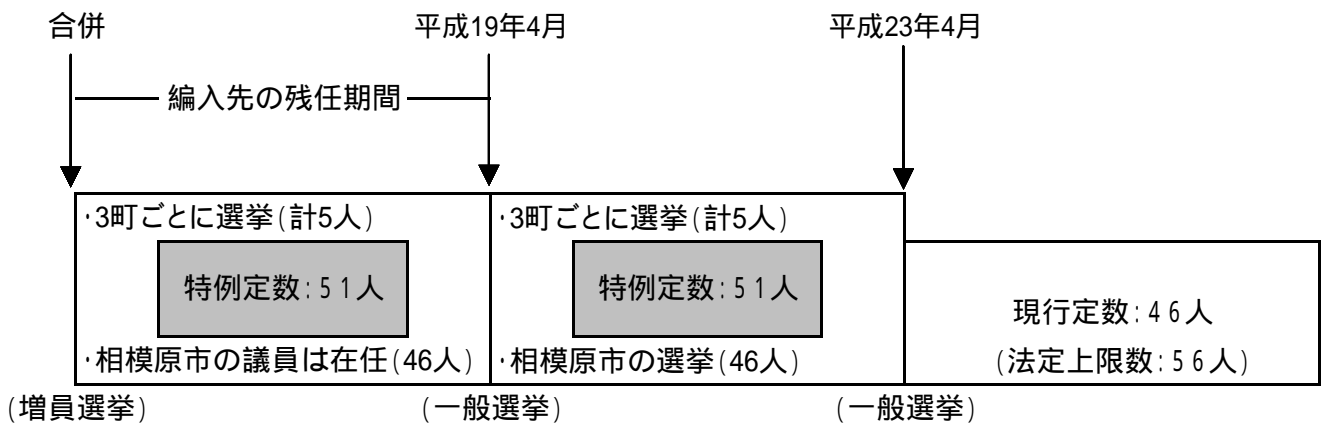
選挙区	城山町	津久井町	相模湖町
人口	23,036	30,345	10,896
算定結果	1.749	2.305	0.827
議員定数加算数	2人	2人	1人

(計5人)

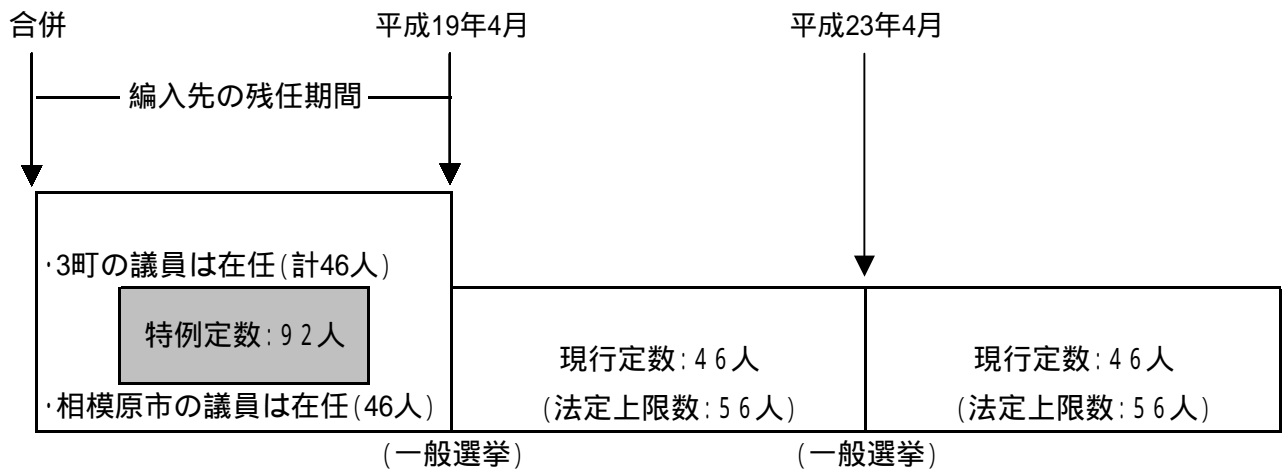
【想定例 Ⅰ】 合併時のみに定数特例を適用する場合



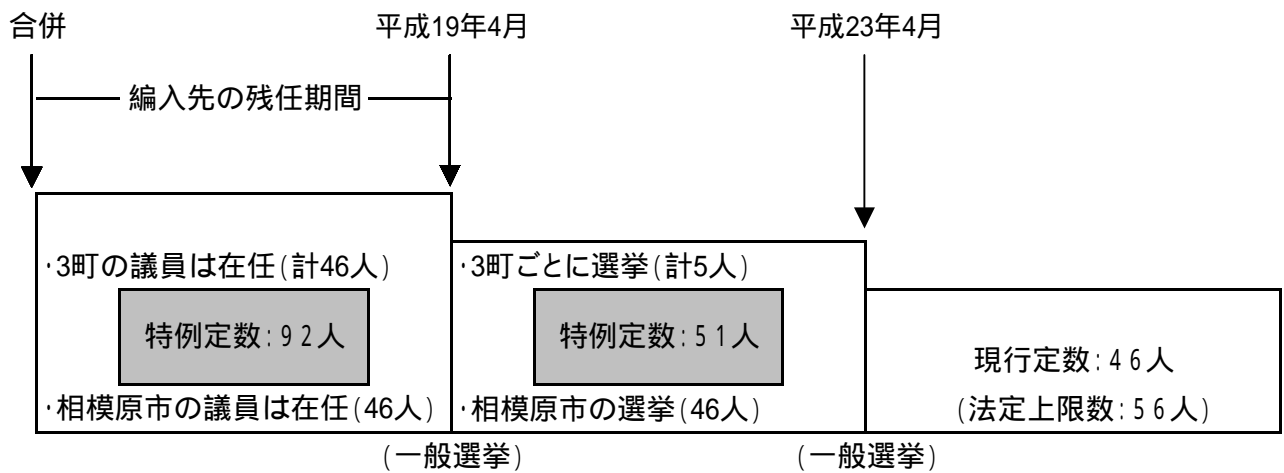
【想定例 Ⅱ】 合併時に定数特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合



【想定例】 合併時のみに在任特例を適用する場合



【想定例】 合併時に在任特例を適用し、合併後の最初の一般選挙において定数特例を適用する場合



議員の定数等に関する検討委員会開催状況

回数	日 時	場 所	案 件
第1回	平成16年6月4日(金) 午後3時	けやき会館 2階 大研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の定数等に関する検討委員会規程について ・委員長・副委員長の選出について ・議員の定数等に関する検討委員会で検討する事項について ・検討スケジュールについて
第2回	平成16年7月5日(月) 午後2時	城山町立公民館 大会議室 (町民センター2階)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の一元化について
第3回	平成16年7月28日(水) 午後2時	けやき会館 5階 大樹の間	<ul style="list-style-type: none"> ・議会議員の定数及び任期の取扱いについて
第4回	平成16年8月10日(火) 午後2時	津久井合同庁舎 5階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会議員の定数及び任期の取扱いについて
第5回	平成16年8月24日(火) 午後2時	神奈川県立 相模湖交流センター アートギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・議会議員の定数及び任期の取扱いについて ・事務事業の一元化について
第6回	平成16年9月7日(火) 午後6時	ウェルネスさがみはら 7階 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会議員の定数及び任期の取扱いについて ・事務事業の一元化について
第7回	平成16年9月19日(日) 午後2時	けやき会館 5階 大樹の間	<ul style="list-style-type: none"> ・議会議員の定数及び任期の取扱いについて ・事務事業の一元化について

議員の定数等に関する検討委員会委員名簿

役職等	氏名	備考
委員長	山岸 一雄	相模原市議会議員
副委員長	梶野 勲	津久井町議会議員
委員	久保田 義則	相模原市議会議員
委員	佐藤 賢司	相模原市議会議員
委員	小林 一郎	相模原市議会議員
委員	田中 武夫	相模原市議会議員
委員	長友 克洋	相模原市議会議員
委員	小野 志郎	城山町議会議員
委員	菊地原 一朗	城山町議会議員
委員	荒井 三和	津久井町議会議員
委員	荒井 正次	相模湖町議会議員
委員	永井 宏一	相模湖町議会議員

協議第 2 5 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 新市に相模原市の区域と城山町、津久井町及び相模湖町を区域とした 2 つの農業委員会を設置するものとする。
- 2 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 3 項の規定を適用し、合併後 1 年間、引き続き新市の農業委員会委員として在任するものとする。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。

区 域	委員数
相模原市	2 0 人
城山町、津久井町及び相模湖町	1 4 人

農業委員会委員の定数及び任期の考え方について

1 農業委員会の数

農業委員会等に関する法律第3条第2項の政令では、市域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又は農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村の場合には、市町村の区域を2以上に分けて各区域に農業委員会を置くことができるとされている。

2 農業委員会委員の任期について

市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定では、合併後1年以内で協議により定められた期間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。なお、選任による委員については全員失職することとなる。

3 農業委員会の選挙による委員の数について

市町村の合併の特例に関する法律の適用期間経過後の農業委員会の選挙による委員の数については、相模原市を区域とする農業委員会では現行のとおりとし、城山町、津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会では相模原市の農家世帯数を基準に算出している。

農業委員会の現況比較

相模原市				城山町				津久井町				相模湖町			
定数				定数				定数				定数			
区分		定数		区分		定数		区分		定数		区分		定数	
選挙による委員		20人		選挙による委員		11人(8人)		選挙による委員		16人		選挙による委員		10人	
選任による委員		4人		選任による委員		3人		選任による委員		6人		選任による委員		5人	
内 訳	農協推薦	1人		内 訳	農協推薦	1人		内 訳	農協推薦	1人		内 訳	農協推薦	1人	
	議会推薦	3人			議会推薦	2人			議会推薦	5人			議会推薦	4人	
合計		24人		合計		14人(11人)		合計		22人		合計		15人	
任期 H14.7.20 ~ H17.7.19				()内は実人員 任期 H15.5.1 ~ H18.4.30				任期 H15.5.10 ~ H18.5.9				任期 H16.1.1 ~ H18.12.31			
報酬				報酬				報酬				報酬			
区分		報酬(年額・円)		区分		報酬(年額・円)		区分		報酬(年額・円)		区分		報酬(年額・円)	
会長		1,032,000		会長		186,000		会長		258,000		会長		172,000	
会長職務代理者		678,000		会長職務代理者		157,000		会長職務代理者		223,000		会長職務代理者		144,000	
一般		570,000		一般		150,000		一般		215,000		一般		138,000	
農家世帯数 2,068				農家世帯数 274				農家世帯数 848				農家世帯数 360			

先進事例

新潟市・黒埼町

合併後，新潟市に置かれる農業委員会は，合併の期日における黒埼町の農業委員の任期の間は，現在両市町に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま設置する。

その後の取扱いについては，一体性の確保の観点から，合併後の新潟市の全域を区域とする農業委員会に統合する。

豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町

1 組織について

組織は、合併時に豊田市農業委員会の1委員会に統合する。

2 定数及び任期について

(1) 定数は、公選委員40人とし、現行の豊田市委員25人を引継ぎ、町村委員より15人を互選により定める。また、選任委員は現行の豊田市委員6人とする。

(2) 町村より互選された公選委員の任期は、現行の豊田市委員の残任期間に限り、豊田市農業委員会の公選委員として引き続き在任する。

長崎市・香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・三和町

1 伊王島町、野母崎町、外海町及び三和町の農業委員会は、長崎市農業委員会に統合するものとする。

2 伊王島町、野母崎町、外海町及び三和町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、長崎市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き長崎市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

（選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 略

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。(以下略)

2～3 略

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任する。

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

（農業委員会を置かない市町村）

第2条 法第3条第5項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあっては360ヘクタール、都府県にあっては90ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区	分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

（選挙区の基準）

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
 - 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
 - 4 略